

総務部法務学事課総括課長 様

教育委員会事務局保健体育課総括課長

運動部活動の在り方に関する総合的なガイドラインの策定及び運動部活動の適切な運営等に係る取組の徹底について（通知）

このことについて、別添（写）のとおり、スポーツ庁次長から依頼がありました。

については、県教委において、今後、下記のとおり「岩手県における部活動の在り方に関する方針（仮称）」（以下、「県の方針」という。）を策定することとしておりますので、お知らせします。

記

1 部活動の方針等の策定について

- (1) 県教委は、標記ガイドライン（以下、「国のガイドライン」という。）に則り、関係機関及び関係団体との合意形成を図りながら県の方針を策定する。
- (2) 学校の設置者（市町村教委、学校法人等）は、国のガイドラインに則り、県の方針を参考に、「設置する学校に係る部活動の方針」を策定する。
- (3) 校長は、学校設置者の「設置する学校に係る部活動の方針」に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。

2 県の方針の対象

部活動全体（文化部活動を含む。）

※ 今後、「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（仮称）」（文化庁）が策定された場合は、必要に応じて県の方針を改訂する。

3 部活動休養日等について

- (1) 部活動休養日等の基準

県の方針において、改めて部活動休養日及び活動時間等の基準を示す。

- (2) 実施時期

県の方針策定後、学校の設置者及び校長は、生徒、保護者及び関係者に周知を図ったうえで実施する。

なお、それまでの間、公立中学校及び公立高等学校等においては、県基準の徹底について、継続して取組を行うこととしている。

現時点における県基準

- 中学校：平日週 1 日及び第 2 日曜日・第 4 日曜日を休養日とすること。
- 高等学校：週 1 日以上を休養日とすること。

（平成 29 年 2 月 17 日付け教職第 921 号 岩手県教育委員会）

学校体育担当
鈴木 雅孝
Tel 019-629-6191